

APECをめぐる米国とASEANの角逐 — APECと東アジア地域主義(2) —

尹 春 志

I はじめに

1989年1月のボブ・ホーク・オーストラリア首相による「アジア版OECD」構想の提唱を受けて創設されたアジア太平洋経済協力会議(APEC)は、89年11月のキャンベラでの第1回閣僚会議から現在(97年10月時点)までに、すでに計8回の開催をみている。そして、93年のシアトル会議以降、非公式であるとはいえ首脳会議も開かれ、97年11月にはカナダ・バンクーバーにおいて第9回閣僚会議と第3回首脳会議が予定されている(表1参照)。

1989年1月	ホーク豪首相, 太平洋協力推進のための政府間フォーラム設立を提唱
6月	通産省「アジア太平洋通商担当大臣会合」開催を提唱
6月	ベーカー国務長官演説「新しいパートナーシップ—未来の構図—」
11月	第1回アジア太平洋経済協力会議(APEC)閣僚会議開催(キャンベラ)
90年2月	ASEAN諸国の外相・経済相合同会議, 「クチン合意」
93年7月	クリントン米大統領「新太平洋共同体」を提唱
11月	第5回APEC閣僚会議(シアトル), 非公式首脳会議開催
94年11月	第6回APEC閣僚会議(ジャカルタ), 非公式首脳会議「ボゴール宣言」採択
95年11月	第7回APEC閣僚会議, 非公式首脳会議の開催(大阪)
96年11月	第8回APEC閣僚会議, 非公式首脳会議開催(マニラ)
97年11月	第9回APEC閣僚会議, 非公式首脳会議(バンクーバー)開催予定

このアジア太平洋地域ではじめてと云ってよい政府間経済協力機構は、ASEAN 6カ国を核とし、それに日本・米国・カナダ・オーストラリア・ニュージーランド・韓国の6カ国を加えた計12カ国からなる機構として出発した。その後、APECは、徐々に加盟国を拡大し、現在では、パプアニューギニア、3つの中国（中国・台湾・香港）、さらにはメキシコ・チリといったラテンアメリカ諸国をも含む名実ともにアジア太平洋レベルでの地域協力機構となっている¹⁾。APEC加盟18ヶ国を合わせると、その人口規模は、世界人口の40%に相当する21億5,000万人にもなり、経済規模は、GDP合計でみて13兆4,000億ドルにも達する。

この世界最大の地域協力機構であるAPECは、その推進者達によって域内での貿易と投資の自由化を実現し、「開かれた地域主義(open regionalism)」の理念の下、グローバルな自由貿易体制の維持・強化に資する新しい地域協力の枠組みであると位置づけられている。しかし、そのプロセスを振り替えれば、構成国全体が協調して域内自由化を推進するというよりは、むしろその内実は、各国が自己の利害と戦略に基づいて対立と協調を繰り返す複雑なプロセスと捉えることができる。

本稿は、前編（「APECと東アジア地域主義(1)」）に引き続き、現在、APECにおいて展開されているこの政治経済学的プロセスを分析することを主題とするものである。

そもそもAPECは、太平洋貿易開発会議(PAFTAD)、太平洋経済協力会議(PECC)といった日本を中心とする非政府間組織において形成された理念と組織原則を引き継ぎ、対立回避型のきわめて緩やかな地域協議体として出発した²⁾。すなわち、APECは、関税同盟から市場統合へというかつての欧州共同体(EC)型の制度的経済統合を目指すものでも

1) APECは原則的には、「開かれた地域協力体」として広く世界に新規加盟を開放することを原則としている。

2) この経緯については、本稿の前編をなす「市場主導型経済統合論を超えて—APECと東アジア地域主義(1)—」を参照。

なければ、北米自由貿易地域 (NAFTA) のような自由貿易地帯方式の経済統合を目的とするものではなく、この地域の貿易と投資の自由化および経済開発問題について単に協議する場としてしか位置づけられていなかった。

ところが、1990年代に入り、とりわけ、93年のシアトル会議以降、米国がAPECプロセスに本格的に関与するに及んで、APECのこうした性格が大きく変化しようとしている。現在のAPECをめぐる基本構図は、端的に言って、東アジア諸国に対して市場開放を迫る米国を中心としたアングロ・サクソン同盟と、それに対抗しつつ独自の地域秩序戦略を展開するASEANを中心としたアジア諸国の対立として描くことができるのである³⁾ (Bello, 1995, Barfield, 1997)。

APECプロセスの変容をもたらしたのは、米国の対東アジア通商政策である。そこで、次節では、まず、1980年代後半以降の米国の新通商政策の中で、地域主義アプローチの重要度が増してきたことを確認すると同時に、米国の対東アジア通商政策を見る基本視角を確定しておく。こうした前提にたって、米国のAPEC戦略およびAPECプロセスの変容を検討するのが、続く第三節の課題である。そして、第四節で日本・アジアNIES・中国、第五節でASEANに焦点を当てて、米国のAPEC戦略に対するアジア諸国の論理を検討したい。とりわけ、第五節において、ASEANの戦略に注目するのは、この地域が現在の東アジアの経済発展の中核となっているというだけでなく、米国主導の構想に対抗する独自の地域秩序構想と経済発展戦略を展開しているからである。

3) これに対して、V.アガーワル (1993) は、APECに対しては次の4つの立場があるとする。①GATTに整合的な「開かれた地域主義」、②GATT重視派、③「開かれた地域主義」に懐疑的な「ただ乗り」排除論、④アジアブロックの形成派である (Aggarwal, 1993, pp.1029-42)。こうした分類は、APEC過程における論争点は提示していても、その対立構図を的確には示していない。

II 米国の新通商政策と東アジア

1 米国の新通商政策と地域主義アプローチ

戦後東アジアの国際関係を見ると、冷戦体制が決定的に重要な役割を果たしてきたことはいうまでもない。冷戦体制下、西ヨーロッパでは、米国の強力な後押しによって、西ドイツを西側陣営に残留させることを主目的に、E E Cという地域協力機構が結成されたのとは対照的に、東アジアにおける冷戦体制は、米国を中心とした二国間関係に基づいた国際政治の枠組みを生み出した。この二国間ベースの国際関係を反映して、東アジアの貿易構造もまた、伝統的市場から切断され、米国との二国間取引に依存する構造へと編成替えされてしまった。

この米国中心に編成された国際政治経済関係こそが、前稿で取り上げた小島構想およびその後の日本を中心とした太平洋協力運動にとっての最大の障害であった。

東アジア諸国の経済開発には米国の技術と資金が不可欠であり、輸出市場としての米国市場の確保は、この地域を構成するすべての国にとって最重要の課題であった。そのため、日本主導といいつつも、東アジア諸国が、何らかの地域協力の枠組みを形成しようとするれば、米国の参加は必要不可欠の条件となっていた(小島, 1997)。しかしながら、1930年代から80年代前半に至るまで、米国の通商政策は、G A T Tを中心とした多国間主義(multilateralism)を基調とし、グローバルな通商国家である米国自らが地域経済協力に与することはなかった。米国が地域主義に対してこのような態度を堅持するかぎり、東アジア諸国が米国への市場参入を確保するためには、多角的な地域外交ではなく米国との二国間取引とG A T Tのような国際機関での交渉に依拠するしかなかったのである(Acharya, 1997, p. 321, 船橋, 1995, 268頁)。

1980年代末の冷戦体制の崩壊は、状況を大きく変化させる。

深刻な経済停滞に苦しむ米国は、冷戦体制の崩壊とともに、外交政策の

軸心を従来の政治主義から経済主義へと移し、自国の経済的利害を全面に押し出した通商政策を展開していく。と同時に、EUという、自らと対等な経済力をもつ交渉相手に戦後始めて直面した米国は、実際には二国間交渉で決着をつけながら多国間貿易交渉をも追求するというツートラック・アプローチ (two-track approach) に加えて、地域貿易ブロックの形成という中間戦略を始動させるのである (Barfield, 1997, p.32, Garten, 1997b, Bello, 1995, 邦訳, 38頁)。

1982年11月のGATT閣僚会議において、米国が提起したサービス貿易・知的所有権・貿易関連投資といった新分野における自由化交渉開始の呼びかけに対して加盟各国が消極的姿勢を示したこと、そして新ラウンド開始後の進捗の遅れは、米国に多国間主義を通じて自己の経済的利害を追求することの限界を示すものであった。そこで、米国は、ウルグアイ・ラウンド交渉を進める一方で、1974年通商法301条に規定された84年通関税法の修正、301条の積極的発動、88年包括通商競争力強化法によるスーパー301条およびスペシャル301条の導入など、報復措置を伴う一方主義を強化していく。他方、EUに対抗すべく、米国は、85年9月の米・イスラエル自由貿易協定、89年1月の米加自由貿易協定の締結など、それまで反対の姿勢を堅持してきた地域主義をも積極的に活用するようになる⁴⁾ (滝井, 1994, 39-41頁)。

この多国間主義・一方主義 (unilateralism) ないし二国間主義 (bilateralism) ・地域主義という、あらゆる交渉チャンネルを通じて自由化を推進していく米国の新通商政策 (=マルチトラック・アプローチ (multi-track approach)) は、レーガン=ブッシュ時代に確立し、クリントン政権において、地域主義により比重を置いた政策として展開されるようになる。

貿易を米国経済再生の主要手段とみなし国家輸出戦略を掲げる同政権は⁵⁾

4) こうした地域協定以外にも、1984年1月の中米カリブ開発構想、90年6月の中南米支援構想などがある。

1994年1月、議会の反対を押し切ってNAFTAを実効に移し、95年2月の『大統領経済教書』では3カ国以上の複数国による(plurilateral)自由貿易協定の意義を強調するなど、本格的な地域主義アプローチの採用へと傾斜していくのである(Barfield, 1996, pp.139-40, Barfield, 1997, pp.31-32, 馬田, 1995, 31-32頁)。

地域主義アプローチを重視する米国の通商政策は、二国間主義を基調とした通商関係を特徴としてきたアジア太平洋地域にも適用されていく。

1989年6月、J.ベーカー国務長官(当時)は、ニューヨークのアジア協会で「新しいパートナーシップ」と題する講演を行い、アジア太平洋に多国間協力のメカニズムを構築することを提唱する。続く、91年11月には、*Foreign Affairs*誌において「太平洋共同体(Pacific Community)」構想を打ち出し、太平洋共同体を発展させる原則として、①経済統合の枠組み作り、②民主化の推進、③経済的、政治的発展の前提となる防衛構造の概念作りの3点を挙げている(Baker, 1991, 滝井, 1994, 45頁)。クリントン大統領も、このベーカー構想を継承し、93年7月、早稲田大学の講演において、「新太平洋共同体(New Pacific Community)」構想を提唱するなど、いまや地域主義アプローチは、アジア太平洋地域に対する米国の通商・外交政策において重要度をますます高めている。

米国のこうした構想は、ベーカーの太平洋共同体構想に明示されているように、冷戦終結後のアジア太平洋地域への米国の継続的関与を促進する地域的枠組みを提供すると同時に、米国を中心とする安全保障条約網と民主主義の尊重という米国の価値規範の共有を前提としており、米国主

5) 国家輸出戦略の立案者の一人でもある、J.ガルテン(1997b)は次のように述べている。「米国は、もはや国内資源によって、十分な成長、雇用、利益、貯蓄を生み出さなくなっている。米国の経済成長の3分の1以上が、今や輸出によるものである。世紀の変わり目までには、1,600万人以上の雇用が、海外への販売によって支えられることになるだろう。コカコーラからキャタピラーまで、多くの米国企業は、自己の収益の50%以上を海外から得ている。さらに外交政策の見地からすれば、米国の諸外国との結びつきとその潜在的な影響力は、ますます通商関係に依存するようになっている」(Garten, 1997b, pp.69-70)。

導の地域秩序をアジア太平洋に構築することを目的としたものである(菊池, 1995, 224頁, 滝井, 1994, 44-48頁)。この地域秩序の形成を討議する場として、米国が最も有望視しているのが、APECにほかならない。

2 米国の東アジアにおける経済的利害

米国の対東アジア通商政策は、主に次の3つの経済的動機に規定されたものであるとみることができる。米国のAPEC戦略を検討する前に、まず、この点について簡単に見ておこう。

第一に、東アジアが、米国の輸出市場としての重要度を高めているという点である。対GDP比で見た米国国際貿易に対する依存度は、1980年時点で8.4%にすぎなかったのが、90年には16.4%、95年には18.7%と年々高まっている。なかでも、東アジアの輸出市場としての地位の上昇は著しく、米国の総輸出に占める東アジア(日本を除く)の比率は、82年の9.2%から95年には18.8%に、これに日本を含めれば82年の19.6%から95年には30%へと急速な上昇がみられる。また、95年に、対東アジア(日本を除く)輸出によって創出された米国国内の雇用は約200万人に達すると推計されている(表2参照)。国家輸出戦略を掲げ、輸出による国内産業の再活性化と雇用の確保を通商政策の最重要課題としている現在の米国にとって、世界最大の成長地域である東アジアは、輸出市場として最も期待しうる地域とみなされているのである。

こうした期待とは対照的に、米国と東アジアの貿易構造は、著しい不均衡、米国側の一方的な入超を特徴としている。商品貿易で見た場合、1995年に米国は、対日本で628.97億ドル、対アジアNIES、対ASEAN4、対中国では、それぞれ104.46億ドル、212.45億ドル、367.72億ドルの入超となっており、その額は、東アジア全体で1313.6億ドルという巨大なものとなる。こうした貿易不均衡を是正することが、米国の対東アジア通商政策の第二の目的である。そして、入超額が、結果としてどの程度改善されたのかが、後述する米国の対東アジア輸出拡大措置=東アジア諸国の対米

表2 米国のアジア太平洋地域における輸出と雇用創出

	1982	1987	1993	1995	雇用創出(95年)*
世界全体(A)	212,274	252,884	465,353	582,526	11,126,247
工業国	117,195	161,579	268,120	334,139	6,382,055
日本(B)	20,966	28,249	47,950	64,298	1,228,092
東アジア-日本(C)	20,638	38,852	77,475	109,904	2,099,166
中国	2,912	3,497	8,767	11,749	224,406
香港	2,453	9,983	9,873	14,220	271,602
インドネシア	2,025	767	2,770	3,395	64,845
韓国	5,529	8,099	14,776	25,413	485,388
マレーシア	1,736	1,897	6,065	8,818	168,424
フィリピン	1,854	1,599	3,529	5,294	101,115
シンガポール	3,214	4,053	11,676	15,318	292,574
タイ	915	1,544	3,769	6,402	122,278
台湾		7,413	16,250	19,295	368,535
(B)+(C)/(A)	19.5992	26.5343	26.953	29.9046	
(C)/(A)	9.72234	15.3636	16.649	18.8668	

* Nesaduraiの計算方法に基づいて、10億ドル当たりの輸出の雇用創出効果が19,100人であるという米商務省の推計から産出
出所) Nesadurai, 1996, p.41, IMF Direction of Trade Statistics Yearbook, Yearbook, 1996より作成

輸入拡大措置の成果を判定する基準ともなっている。

国家ベースでみた輸出拡大および貿易不均衡の是正に加えて、米国が対東アジア通商政策において重要視しているのが、この地域に対する米国企業の投資拡大である。米国企業が成長著しい東アジア市場に進出しようとする背景には、現在の多国籍企業の属性が、単なるコスト優位性に規定されたオフショア生産から市場に最も近い場所に生産拠点を配置するという市場優位性に規定された活動へと変化しているという事情がある。加えて、それは、日系企業およびアジアNIE S系企業のこの地域における積極的な海外展開によってプレゼンスを低下させている米系企業の危機意識をも

表している。

1980年代後半以降の日本、そして90年代のアジアNIE Sによる対ASEAN直接投資の巨大な波は、米系企業の危機感をいっそう高めるものであった(表3および4参照)。海外直接投資の結果、ASEANには、日系企業を頂点とした複雑な生産ネットワークが張り巡らされ、生産シェア・市場シェアの両面において日系企業の圧倒的な優位が確立されている。たしかに、90年代に入って、米国のASEAN直接投資は、かなりの増大をみせ、フローで見た場合、日本に追いつきつつある。しかし、ストック・ベースで見た場合、依然として日本の投資額は米国を凌駕しており、米国政策立案者は、こうした経済的既得権益を背景に、この地域が日本の政治経済的支配下に置かれるのではないかとの懸念を深めているのである(Bobrow, et.al, 1996, p.5,13, Crone, 1996, p.38, Deng, 1997, pp.355-57)。

こうした東アジアの高まる経済機会に対する期待とそこから自国企業が排除されるのではないかとの危機感から、東アジアは、もはや米国にとって保護の対象ではなくなり、むしろ米国企業に巨大な輸出と投資の機会を提供するものと映っている。米国は、経済開発を反共政策の一環と位置づけ、一般特惠関税制度(GSP)の優先的適用や自国市場の開放することで経済成長を支えるという従来の政策から、米系企業が日系企業との競争を有利に展開し、輸出と投資を拡大できるよう、この地域に露骨な市場開放・自由化を迫る政策へと対東アジア通商政策の方向転換を図っているのである(Bello & Cunningham, 1994, p.446, Bobrow, et.al., 1996, p.5, Nesadurai, 1996)。

米国が、アジア太平洋の地域主義化の動きに本格的に関与するようになった直接的な動機には、ホーク提案が当初は米国(およびカナダ)を排除していたものであったことや、米国に対抗する勢力の構築を明確な目標として掲げるマハティール・マレーシア首相による東アジア経済グループ構想(EAEG)の提唱⁹⁾など、この地域の組織化が米国抜きで進められる

表3 APEC域内直接投資マトリックス (1995年, 単位100万ドル)

受入国 投資国	NAFTA	米国	カナダ	メキシコ	チリ	日本	アジア NIES	韓国	台湾	香港	シンガ ポール	ASEAN4	タイ	マレー シア	フィリ ピン	インド ネシア	中国	東アジア	オース トラリア	APEC
NAFTA	15,295	4,036	7,181	4,078	2,083	1,857	3,489	647	1,284	93	1,465	6,763	2,604	739	639	2,781	3,341	13,593	4,456	37,284
米国	11,109		7,181	3,929	1,550	1,843	3,478	645	1,276	93	1,465	6,700	2,582	719	628	2,771	3,083	13,261	4,456	32,219
カナダ	4,638	4,489		149	533	14	11	2	9			63	22	20	11	11	257	331		5,517
メキシコ	-453	-453			1		0										1	1		-451
チリ	7			7		0	0										1	1		8
日本	5,854	5,252	456	146	16		2,161	418	569	361	813	12,622	7,891	837	101	3,792	3,108	17,891	670	24,432
アジア NIES	1,423	1,236	0	187	2	231	311	133	176	2	0	11,104	5,283	1,290	57	4,474	26,116	37,531	2,076	41,263
韓国	793	620		173	0	94	4		4			2,623	1,704	241	2	675	1,043	3,670		4,557
台湾	615	613		2	0	104	10	10				2,967	1,810	576	14	567	3,162	6,138		6,856
香港	-187	-187			2	26	157	58	99			2,113	241	70	38	1,763	20,060	22,230	590	22,761
シンガ ポール	203	190		13	0	6	140	65	73	2		3,402	1,527	403	3	1,469	1,851	5,394	1,485	7,088
ASEAN4	-4	-10	0	6	1	3	200	218	1	-19	0	1,627	256	44	384	943	765	2,592	1,126	3,317
タイ	0						0	0	0			417		5	378	35	288	705		705
マレー シア	-3	-3			1	0	200	218	1	-19		1,102	219		6	877	259	1,560	803	2,362
フィリ ピン	-1	-7		6		0	0	0	0			45	9	5		31	106	151		150
インド ネシア	0					2	0	0	0			64	29	35	0		112	176		178
中国	6			6	24	13	58	11		47		56	29	8	1	17		114	165	321
東アジア	1,425	1,226	0	199	27	246	569	362	177	31	0	12,787	5,568	1,342	443	5,434	26,881	40,237	3,367	45,301
オース トラリア	473	473			27	2	16	7	5	5		4,464	680	56	16	3,712	233	4,713		5,215
APEC	23,053	10,987	7,637	4,429	2,154	2,104	6,236	1,433	2,036	490	2,278	36,635	16,744	2,974	1,198	15,719	33,564	76,435	8,493	112,239
EU	47,552	43,577	2,444	1,531	410	1,199	1,953	461	304	122	1,066	9,694	714	290	133	8,558	2,131	13,779	5,003	67,942
世界	77,868	60,848	10,721	6,300	3,043	3,837	8,968	1,941	2,925	678	3,423	61,928	16,492	3,651	1,871	39,915	37,521	108,417	22,188	215,354

出所) 日本貿易振興会, 『1997ジェトロ白書—投資編—』, 23頁。

表4 東アジアにおける直接投資シェア (単位%)

受入国・地域		東アジア	アジアNIES	ASEAN4	中国	日本	米国
投資国・地域							
東アジア	86年	27.8	5.9	17.2	61.7	6.1	—
	90年	36.6	6.1	39.7	55.6	2.2	0.8
	95年	37.1	6.3	20.6	71.6	6.4	2
アジアNIES	86年	26.6	4.6	15.8	61.1	6.1	—
	90年	33.8	6	36	55.4	2.2	0.6
	95年	34.6	3.5	17.9	69.6	6	2
ASEAN4	86年	0.8	0.5	1.2	0.6	—	—
	90年	2.4	0.1	3.1	0.3	0	0.1
	95年	2.4	2.2	2.6	2	0.1	—
中国	86年	0.3	0.8	0.1		—	—
	90年	0.5	0.1	0.6		—	0.1
	95年	0.1	0.6	0.1		0.3	—
日本	86年	25.8	35.8	30.3	10.7		21.3
	90年	27.5	34.2	28.1	14.4		38.7
	95年	16.5	24.1	20.4	8.3		8.6
米国	86年	18.8	29.6	11.1	16.8	51.9	
	90年	10.8	32.7	6.2	13.1	23.9	
	95年	12.2	38.8	10.8	8.2	48	
EU	86年	11.4	15.4	11.8	6.9	12.5	60.1
	90年	10.8	14.7	10.9	4.2	41	45.2
	95年	12.7	21.8	15.7	5.7	31.2	71.6

出所) 日本貿易振興会, 『1997ジェットロ白書—投資編—』, 35頁。

ことに対する恐怖心である (Crone, 1992, pp.74-75, Crone, 1993, pp.518-19)。しかし、より根本的には、上述の米国の経済的利害を実現するために、地域主義を東アジア諸国の市場開放を促す手段として活用しようとすることにあるといえよう。

米国のAPECプロセスへの関与も、こうした観点からみる必要がある?

III 米国の対東アジア市場開放圧力とAPECプロセスの変容

1 拡大NAFTA構想と二国間市場開放政策

米国のアジア太平洋に対する地域主義戦略は、マルチトラック・アプローチを反映した相互に関連する次の3つの路線によって規定されている。第一に、二国間主義を地域主義に結実させる「ハブ・アンド・スポーク (hub and spoke)」として知られる「拡大NAFTA」構想、第二に、APECにおける自由化戦略、第三に、地域主義と多国間主義を連結する「ラチェットアップ戦略 (ratcheting up strategy)」である。この3つの路線は、いずれを選択するのかというものではなく、独自に進められながら相互に補完し合い、全体として米国の対東アジア市場開放戦略を構成している (Barfield, 1997, p.34)。

ここでは、まず拡大NAFTA構想とその基礎をなす米国の二国間市場

6) E A E G構想は、1990年にマハティール首相によって、マレーシアの「ルックイースト政策」とともに、東アジアの対米交渉力を高めることを目標に提唱された、日本を中心とする東アジア経済ブロック構想である。この構想に対しては、当初から米国およびオーストラリアから強烈的な批判があり、また米国の圧力から日本が賛同しなかったために実現していない。しかしながら、91年には東アジアコーカサス(E A E C)と改名して、APEC内部の諮問機関と位置づけられるようになっている。

7) このことは、クリントン政権のアジア太平洋担当国務次官の次の発言に如実に示されている。「冷戦の終結後は、経済が軍事問題にとって代わりつつある。米国の最優先課題である内政の再建に貿易と投資の拡大は不可欠であり、この意味で米国の経済にとってアジアほど重要な地域はない。アジア太平洋地域は世界最大の消費市場であり、輸出市場である。米国企業が外国市場に進出するのを助けることが米国の反映の鍵である」(Winston Lord Assistant Secretary for Asia and the Pacific, State Department, Hearing at Senate Foreign Affairs Committee, April 1, 1993)。

開放政策について検討しておこう。

(1) 拡大NAFTA構想

ハブ・アンド・スポーク戦略ないし拡大NAFTA構想とは、まず、米国をハブとした地域協定=NAFTAを形成し、次に、NAFTAを中軸として、それをラテンアメリカに(米州自由貿易圏, FTA A), さらには、二国間ベースの交渉を通じて東アジアにも拡大し、最終的には、AP E Cレベルで自由貿易協定の扇形型ネットワークを形成するというものである。この構想が実現すれば、扇の要に位置する米国の他の構成国に対する影響力が維持・拡大されるだけでなく、米国を中心に構成される広域的な自由貿易圏を背景に、EUとの交渉を有利に展開し、米国の利益を拡大する方向で世界的な自由化を達成する大きな推進力となる(Wonnacott, 1996, p.87, Saxonhouse, 1996, pp.113-15, Bergsten, 1997, p.24)。

この構想の下、1980年代末から90年代初頭にかけて、米国議会には日米、韓米、米-ASEANなど様々な自由貿易協定構想が提出され(いずれも審議未了で廃案)、APECではメキシコ・チリといったラテンアメリカ諸国への加盟国の拡大が行われた。94年12月には、米州マイアミ・サミット(キューバを除く34ヶ国が参加)が開催され、2005年までに西半球全域を包含するFTA Aを創設するための交渉を完了するとの合意に達している。

拡大NAFTA構想の戦略目標は、自由貿易協定の締結そのものではなく、むしろこの構想の下、推進される二国間ベースの交渉を通じた市場開放・自由化にあるとみたほうがよい。

1980年代後半以降、米国は、東アジア、とりわけ、日本および韓国・台湾に対して、二国間交渉を通じて一方的市場開放を迫ってきた⁸⁾。米国の対東アジア市場開放要求は、90年代に入り、その適用対象国を拡大しより露骨に展開される。米国は、フィリピン(89年11月)、ASEAN(90年12

8) 日米貿易交渉については、Ryan(1993)、アジアNIE S、とりわけ韓国についてはBello & Cunnigham(1994)、Bello(1995)を参照。

月), シンガポール (91年10月), 台湾 (93年1月) との間で, 矢継ぎ早に「貿易・投資促進のための枠組み協定」を締結し, 米国企業による輸出と投資を拡大すべく, 東アジア諸国の障壁の撤廃を要求しているのである(滝井, 1994, 44頁)。

(2) 巨大新興市場プログラム

こうした米国の対東アジア市場開放要求政策は, 1990年代半以降, より体系的に遂行されようとしている。その中心に位置するのが, 「巨大新興市場 (Big Emerging Markets, BEMs)」プログラムである。

BEMsプログラムとは, 急速な経済成長, GDP規模など特定の基準に基づいて, 今後, 米国の輸出市場として重要となると考えられる新興工業諸国をBEMsに指定し, 米国企業と連携しつつ, あらゆる外交上の梃子を活用して, これら諸国の市場開放・自由化を達成しようというものである。このプログラムの下, 米国企業が, 現在, 最も競争力を保持している情報技術関連機器, ソフトウェア, 輸送・通信システム・エネルギーなどのインフラ産業, 健康産業, 環境技術といった部門を「巨大新興産業 (Big Emerging Sectors, BESs)」と位置付け, こうした部門の市場開放を重点的に推進していくとされている (Garten, 1997a, Garten, 1997b, p.72, Nesadurai, 1996, p.34)。

二期目に突入したクリントン政権は, 1997年8月, 最近の成長実績を基準に途上国を「先進移行国」と「最貧国」に区分し, 前者を先進国への移行段階に入った途上国と位置づけ, 経済成長軌道に乗った途上国に対して, 一定の猶予期間は設けるものの日米欧と同水準の市場開放水準を要求する方針を示しており, BEMsプログラムを本格的に発動しようとしている (『日本経済新聞』, 1997年8月23日付)。

BEMsおよび先進移行国として位置付けられ, 米国の市場開放政策の主要な対象となっている地域が, 東アジアである。

BEMs10か国(メキシコ, ブラジル, アルゼンチン, 南アフリカ, ポーランド, トルコ, インド, インドネシア, 中国, 韓国)のうち, 東アジアに

属するのは3国にすぎない。ところが、このプログラム作成の中心人物であるJ. ガルテン (Garten, 1997) によれば、「インドネシア」は広くASEAN地域全体に対するハブと位置づけられ、「中国」は香港・台湾を含む中華経済圏 (Chinese Economic Area) を象徴するものであり、実質的には東アジアのほぼ全域がBEMsの対象となっている (Garten, 1997a, pp.10-12)。また、「先進移行国」として挙げられている11カ国のうち4ヶ国 (中国, 韓国, シンガポール, インドネシア) が東アジアに含まれており、この政策の重点がどこに置かれているかは明らかであろう。

東アジアBEMsは、2010年には9,100億ドルの輸入市場となるものと予想されており、仮に1993年時点での米国のシェアが維持されるとすれば、東アジアBEMsは、米国にとって1,200億ドル市場になる。加えて、この地域は、現在、急速な経済成長にインフラ整備が追いつかない状況にあり、2005年までのインフラ需要は1兆2,000~5,000億ドルに達すると推計されている。こうした巨額のインフラ需要は、この部門で競争力を有する米系企業に巨大な市場を提供するものとみなされているのである (Nesadurai, 1996, p.39)。

(3) 相互主義的市場アクセス概念

こうした米国の市場開放政策の論理が、「ただ乗り (free riding)」排除を目的とする「相互主義 (reciprocity)」的な「市場アクセス (market access)」概念である。

相互主義という概念自体は、GATTにも明記されており、取り立てて目新しいものではない。GATTでは「実質的に等価となる貿易障壁削減の譲許 (substantly equivalent concessions of trade barrier reduction)」を意味するものとされ、多国間交渉とはいいつつも、実際上は二国間交渉の積み上げであるGATTの基礎をなすものであった。ところが、米国がその通商政策の基礎に据えている現在の相互主義概念は、GATT規定とは全く異質のものである。米国の新通商政策において、それは、米国企業に対して「実質的に等価な競争機会 (substantly equivalent competitive

opportunities)」を相手国が提供しなければならないという意味に変質しており、攻撃的一方主義的な相互主義と呼びうるものとなっている (Ryan, 1994, pp.570-71, 佐々木, 1997)。

このことをより明確に示したのが、「市場アクセス」概念である⁹⁾。これは、外国企業に対しても国内企業と同等の扱いをするというGATTの内国民待遇付与義務を超えて、米国が実施しているのと同水準の自由化=規制緩和が実行された場合にのみ、米国市場への参入を承認するというものである。そこには、米国以外の諸国が、自国市場と自国企業を保護することで、米国の「開かれた自由な市場」から一方的に利益を享受しているとの認識がある。市場アクセスとは、こうした米国以外の諸国の「ただ乗り」を排除し、様々な障壁を撤廃することで、相手国市場への米国企業の参入を促進することを意味する。ここで米国企業の参入を阻止していると考えられる障壁には、対象国の市場取引慣行を含むあらゆる内容が含まれる。しかも、米国企業に対する「不公正な」措置を相手国が是正する手段としては、輸出自主規制に加えて、米国からの輸入自主拡大が求められ、その成果は、いかなる措置が講じられたのかではなく、米国の貿易収支の改善や特定製品の輸入量の拡大など、結果としてどれだけの数値目標が達成されたのかという結果主義(result-oriented)に基づいて判定されるのである (佐々木, 1997)。

この種の公正貿易論と結びついた「数値目標設定型の貿易政策論」(石黒)は、これまで主要には日本を対象に実施されてきた¹⁰⁾その論拠とされてきたのが、多くの政府規制および独特の慣行や企業行動によって、日本市場

9) 市場アクセス問題の研究については、OECD (1996) 所収の諸論稿を参照。

10) 米国は、特にサービス分野において、相互主義的「市場アクセス」論を展開しグローバルな局面でこれを展開しようとしている。それは、ウルグアイ・ラウンドで締結されたマラケシュ協定、付属文書1B「サービス貿易に関する一般協定 (General Agreement on Trade in Service, GATS)」の第16条に「市場アクセス」条項を設けている点からも明らかである。市場アクセス論と金融サービスの関係および金融サービス分野での米国の対東アジア戦略については、本山 (1996) を参照されたい。

は閉鎖的でうまく機能しない異質な市場であるとする「日本異質論」であった(佐々木, 1997, 171頁)。ところが, 米国の対東アジア通商政策をみると, そこには日本異質論ならぬ「東アジア異質論」ともいべき論調が支配的になりつつある。東アジア諸国, とりわけASEANは, 日本型開発モデルを模倣したコーポラティズム的な規制体制に加えて, 非民主的な政治体制によって「市場が歪められており」, 米国企業は公正な競争から排除されているとの認識が, 米国では一般的となりつつある。他方, アジアNIESも, 1980年代末以降, かなりの自由化がなされているとはいえ, 依然として多くの政府規制が温存されている(Bobrow, et.al, 1996, pp.6-7)。そして, 上記のBEMsプログラムにおいて, BESsに指定されている諸部門は, 米国が現在, 最も競争力を有する産業であるという事情に加えて, これまで東アジア諸国が政府規制によって保護育成してきた部門に相当する(Garten, 1997a.)。

米国が, 東アジア諸国に対して開放している市場の大きさを考慮すれば, この相互主義的な市場アクセスに基づいた自由化を実施したとき, それは東アジア諸国の一方的な市場開放ということにしかならない。加えて, 結果主義に基づいて米国企業の参入を促進するという, この措置は, 米国企業と自国企業との「競争条件を平準化」するということを踏み越えて, 内外逆差別を生み出すことにもなりかねないものである(佐々木, 1997, 166頁)。

東アジア諸国との二国間貿易交渉において, 市場アクセス論を武器に結果主義に基づいた相手国の一方的な輸入拡大を強制するという, この論理が, 米国のアジア太平洋への関心と関与の高まりとともに, APECの場にも持ち込まれ, APECプロセスそのものが質的に変容していくのである。

2 米国のAPEC戦略とAPECプロセスの変容

そもそもAPECの組織的性格については, その設立プロセスで緩やかな地域的合意ができあがっていた¹⁾第一回キャンベラ会議において,

APECは、域内諸国の多様性を考慮して、公式の通商交渉機関ではなく、コンセンサス方式による合意形成に基づいた非公式の諮問機関 (forum) であるとの認識が共有され、緊密な貿易関係を構築することを目的とするものの、「開かれた地域主義」の理念の下、それは閉鎖的な貿易ブロックを形成するものでもないとの意志一致が図られている (Barfield, 1997, p.39, Soesastro, 1996, p.479)。

ところが、米国の本格的な関与とともに、とりわけ1993年のシアトル会議以降、APECは、こうした緩やかな地域協議体から貿易と投資に関するルール・ベースの自由化を推進する機構へと変質し、その内容をめぐって米国を中心としたアングロ=サクソン同盟とアジア諸国が鋭く対立する場になっている (Nesadurai, 1996, p.46)。主たる対立点は、次の3点である。

第一に、APECの制度化ないしは自由貿易地域化をめぐる問題、第二に、APEC内の自由化方式に関するものそして第三に、自由化の域外適用あるいは「開かれた地域主義」に対する解釈問題である。

こうした論点は、実質的には米国のスポークス・マン的役割を果たしてきた「賢人会議 (Eminent Person Group, EPG)¹²⁾を通じてAPECプロ

11) 菊池の整理に従えば、それは以下の5点に要約することができる。①防衛的・内向きの地域経済協力ではなく、外に開かれたもの (outward-looking) であること、②自由で多角的なグローバルな経済・貿易関係の形成に地域的な影響力を強めることを目的とすること、③APECの目的は貿易ブロックの形成ではなく、GATTに基礎を置いた多角的貿易体制の強化にあること、④アジア太平洋域内諸国の多様性に配慮しつつ、地域協力のプロセスは徐々に対象を拡大しつつコンセンサスを構築するものであって、特定の意見を他国に強制するものでないこと、⑤地域協力は相互依存状況を念頭においてモノ・サービス・資本・技術の流れなどに関する具体的な事例に則して行うべきことの5点である (菊池, 1995, 191項)。

12) EPGは、1992年のバンコク会議でタイによって提唱されたものであるが、実質的には、米国のスポークスマン的役割を果たしてきた。この会議の代表に任命されたF. バークステンは、米国企業ロビーのためのシンクタンクとして知られる国際経済研究所の所長でもあり、EPGをアジア太平洋地域の自由貿易主義者の集団として組織した。主要メンバーは、タイのナロンチャイ・アクラサネー、シンガポールのリー・ツァオ・ユアン、フィリピンのヘスース・エスタニスラオなどである (Bello, 1995, 邦訳39項)。なおこの会議は、95年の大阪会議の後、解散した。

セスに持ち込まれる。米国がEPGを活用したのには、APECのような組織の場合、会議ごとの議題設定については、議長国に主導権があり¹³⁾米国の意図通りの議題設定すら難しいという構造になっているという事情がある。そのため、米国は、時間のかかる官僚機構を通じたコンセンサス方式の合意形成を避け、EPG報告書をもとに閣僚レベルでの合意形成を図り、その後の貿易と投資の自由化の筋道を一挙に作ろうとしたのである(Nesadurai, 1996, p.47, Barfield, 1997, p.40)。

APECの方向性についてのビジョンの提出を委託されたEPGは、1993年のシアトル会議に先立って第一報告書を、94年ボゴール会議の前に第二報告書を提出する¹⁴⁾

第一報告書では、まず、APECを現状よりも強固な「アジア太平洋経済共同体 (Asia Pacific Economic Community)¹⁵⁾」にすることを提唱し、その組織原理を基本には条件付き最恵国待遇 (most favored nation, MFN)の供与に基づいた自由貿易圏であるとした。そのために、APECが地域的な貿易自由化、貿易促進プログラム、技術協力、そして分野別閣僚会議、非公式首脳会議の開催、APEC事務局の強化など、APECの制度化のためにイニシアティブを発揮するよう求めている。

この報告書をもとに開催されたシアトル会議では、「APEC貿易・投資枠組み宣言」が打ち出され、APECが貿易と投資の自由化のための協議体としての位置づけがなされる。さらに、APECの制度化に向けた第一歩として、従来、アドホックな会合であった「地域貿易自由化に関する非

13) 議長国は、シアトル会議以降、APEC内先進国と途上国ないし中進国が持ち回りで担当するという、暗黙の合意がある。

14) 第一報告書の要旨および第二報告書の全文およびボゴール宣言については、山澤他編著 (1995) に訳出されている。

15) 'Community'という表現に対しては、アジア諸国に、それがECのような閉鎖的貿易ブロックの形成を意味するのではないかとの懸念を生み、シアトル会議では猛烈な批判が浴びせられた。その結果、会議の過程で、この用語は、中国の提案によって、大文字のCから小文字のcに表記を改め、家族的な緩やかな連帯を意味するものとされた (船橋, 1995, 7-8項)。

公式グループ (Informal Group on Regional Trade Liberalization)」を、貿易投資委員会 (Committee on Trade and Investment, CTI) という正式の委員会に格上げしている (Barfield, 1997, p.39)¹⁶⁾

続く第二報告書では、「貿易投資促進措置」、「貿易の自由化」、「開発協力」の3分野について詳細な報告がなされ、新たなメカニズムとして「APEC紛争仲介サービス (Dispute Mediation Service, DMS)」の導入など、第一報告よりも踏み込んだ勧告を行っている。この報告書は、先進国は2010年、途上国は2020年までに「開かれた自由な貿易と投資」を達成することを明言した「ボゴール宣言」の原案ともなっている。

ここで問題となったのが、「開かれた地域主義」の解釈であった。EPG報告書では、この理念を現実に適用する際の次の4つの方式が提示されている。

①構成国による貿易・投資障壁の一方的自由化、②域内構成国に対するMFNベースでの自由化の供与と域外諸国に対するいっそうの障壁削減のコミットメント、③域内自由化利益の相互主義に基づいた域外適用、④自由化利益の域外適用における条件付きか、無条件MFNベースかの構成国による選択である。第一報告書からもわかるように、EPGおよび米国が推進しようとする「開かれた地域主義」は、③ないしは④の相互主義ないし条件付きMFNである (Barfield, 1997, p.40)。

この二つの報告書およびそれをめぐる議論から、米国のAPEC戦略が浮き彫りになる。米国の戦略は、APECの早急な制度化を図り、APECを貿易・投資の自由化のための拘束的ルールを交渉する場とし、最終的には、アジア太平洋地域を米国主導の自由貿易地域に編成するというものである。そこにおいて実施される自由化方式についても、一律の基準に基づいた一括関税方式を主張しており、それが、上述した相互主義的な「市場アクセス」概念に依拠した東アジア諸国の市場開放要求と同一線上のものである

16) CTIに加えて、後に経済委員会 (Economic Committee) および開発協力委員会 (Committee for Development Cooperation, CDC) が設立され、この3つが現在のAPECの制度的構造の三本柱となっている (Soesastro, 1996, p.487)。

ことは明らかである。他方、「開かれた地域主義」に対しても、無条件MFNベースでの域内自由化の域外適用は域外諸国、とりわけEUによる「ただ乗り」を容認するにすぎないとして拒否し、自由化利益は条件付きMFNベースで適用するというNAFTA方式の相互主義に依拠すべきであると、米国は考えている¹⁷⁾ (Saxonhouse, 1996, pp.121-24, Barfield, 1997, pp.36-41)。

こうした米国のAPECの自由貿易地域化構想は、二国間交渉を通じて自由貿易協定を拡大していくか、APECレベルで一気に構築するかという違いはあるものの、上述した拡大NAFTA構想とも符合するものである。それは、攻撃的一方主義的相互主義に基づいた二国間交渉を、多国間形態で制度化する試みであるとみなすことができるのである (Bello & Cunningham, 1994, p.453)。

米国のAPEC戦略は、「APECは交渉の場ではない」とのマハティール首相の発言にも現れているように、アジア諸国の反発を招いている。なかでも、保護主義から自由化路線への転換を図り、GATT交渉や他国の圧力を受けなくとも自主的かつ一方的に自由化 (unilateral liberalization) を実施しているASEAN諸国にとって、米国の拘束的な自由化方式や自由貿易地域化は、自主性を制限する足枷以外のなにものでもない。また、「開かれた地域主義」に対しても、米国流の条件付きMFN方式を採用するとすれば、米国の相互主義的な市場アクセス概念の域内適用を正当化することにもなりかねない (Barfield, 1997, pp.41-44, Soesastro, 1995, 古川, 1996b, 27頁)。

以上のように、現在のAPECをめぐる対立構造は、APECを法的拘

17) 佐々木 (1997) によれば、米国の条件付MFN方式および攻撃的相互主義は、1980年代末に突然採用されたものではない。むしろ、それらは米国の通商政策においては伝統的な考え方であり、現在の米国のそれは30年代以前の通商政策への部分的回帰とみなすことができる。詳細については、無条件最恵国待遇を基本とする19世紀ヨーロッパ型の多国間主義との比較で、米国の多国間主義を論じた佐々木 (1997) 第1章を参照されたい。

東力のある交渉機構とするのか、コンセンサス方式の緩やかな協議体とするのか、全分野の関税率を一括して引き下げる自由貿易地域方式か、加盟諸国の多様性と自主性を尊重したセクター別一方的自由化方式か、域外への相互主義的な条件付MFNか、無差別・無条件MFN¹⁸⁾か、といった二項図式で描くことができる (Barfield, 1997, Soesastro, 1995)。

こうした対立点を残して開催された1995年大阪会議では、行政府が自由化のための一括貿易交渉権限 (fast track authority) を共和党優位の議会では得られないことが明らかとなり、米国が守勢に回ったことから、自由化方式としての「協調的ユニラテラリズム (concerted unilateralism)」およびコンセンサスに基づいた意志決定と組織運営上の柔軟性 (flexibility) を重視するという、アジア諸国の主張 (いわゆる「アジア方式 (Asian Way)」) が受け入れられることになった¹⁹⁾

しかしながら、米国自身は、このアジア方式に対しては明言することを控えており、上述した論争点について明確な決着がついているわけではない。協調的ユニラテラリズムといっても、加盟国各国の共同歩調が前提にされている以上、完全な自主性が付与されるわけではない。1996年のマニラ会議では、大阪会議の合意に基づいて各国から自主的行動計画が提出されたが、その手続き上、それが米国流の拘束的な自由化へと転化される余地が十分に存在するのである²⁰⁾他方、「開かれた地域主義」の解釈についても、明確な合意は形成されておらず、依然として米国は条件付きMFN方

18) 米国の条件付きMFNについては、小島清、P. ドライスデール、R. ガーノーら、太平洋協力運動の中心的人物は、軒並み反対を表明している。それによれば、相互不信に基づく相互主義的な条件付きMFNは、いわゆる「囚人のジレンマ (Prisoner's dilemma)」に陥り、結果的に参加者の効用を低下させることにしかならない。他方で、相互の信頼に基づく無条件・無差別のMFNは、参加者全員の効用を高める「囚人の喜び (prisoner's delight)」をもたらすというものである。この議論については、小島 (1992) およびGarnau (1997) 参照。

19) A. アチャーヤは、「アジア方式」を確固たる義務と相互主義を要求する制度的なブランド・デザインを回避する過程主導型の多国間レベルでの制度構築方式であり、それは「開かれた地域主義」、「協調的安全保障 (cooperative security)」、「柔軟な地域主義」、「コンセンサス」の4点に集約できるとしている (Acharya, 1997, p.324)。

式に固執している。マニラ会議では、再び自由貿易地域の創設を提案し、また97年9月には、クリントン政権が議会に一括貿易交渉権限を要求するなど巻き返しに出ており、APECプロセスの対立構造は現在も解消されていない²¹⁾ (Barfield, 1997, pp.44-45, Bergsten, 1997, 古川, 1996b, 27頁)。

こうしたAPECにおける膠着状態に直面した米国は、自由貿易地帯化構想は保持しつつも、APECをGATT/WTOでの多国間交渉を有利に展開するための手段として活用するという行動に出ている。それが、以下で検討するラチェッティング・アップ戦略 (ratcheting up strategy) である。

3 GATT/WTO体制とラチェッティング・アップ戦略

(1) ラチェッティング・アップ戦略

自由貿易地域化＝貿易ブロックの形成という米国のAPEC戦略には、GATT/WTO体制に反するのではないかと、との批判がある (Dieter, 1997)。これに対して、米国およびEPGからは、APECは多国間主義と矛盾するものではなく、むしろそれを補完・強化するものであるとの主張がなされている。F. バークステンは、次のように論じている。

「APECは、世界的規模の貿易自由化の『障害物 (stumbling bloc)』で

20) 1996年のフィリピン会議では、加盟国が全体で実施する「共同行動計画 (CAP)」と個別で実施する「個別行動計画 (IAP)」を合わせた「マニラ行動計画」が採択された。これは、大阪会議の合意に基づき「協調的自主的行動」によって実施されるとされるが、問題は、「協調的」の解釈にある。加盟国が個別で提出する自由化計画であるIAPは、提出後、加盟各国によって検証されるが、このレビュー段階でも加盟国が一国でも不十分であるとみなせば (comparability), 提出国は改善の上で再提出が求められる。

21) F. バークステンは、大阪会議の結果を受けて、米国に対抗する「アジア方式」と称される「一方的自主的自由化」、「コンセンサス方式」、「柔軟性」などが、米国の主張と矛盾しないこと、また、米国がAPECへの関心を低めているのではないといった反論を行っている (Bergsten, 1996, pp.76-77)。

はなく、『礎石 (building bloc)』となりうるだろう。米国が、もはや世界的規模での自由貿易を提供する意志と能力を失っているポスト冷戦時代においては、そのような集団的リーダーシップが必要なのである」(Bergsten, 1994, p.24)。

APECのような地域主義を、GATT/WTOにおけるグローバルな貿易自由化プロセスの「礎石」とする論理の一つが、「開かれた地域主義」である。とりわけ、米国は、相互主義的な条件付MFNベースで適用された場合、域外諸国の「ただ乗り」を排除し、域内と同水準の自由化が域外でも達成されると主張している。しかし、すでに触れたように、こうした方式では、米国にとって有利な方向での自由化が達成されるだけで、APEC内部でも合意を得てはいない。そこで、米国が採用しているのが、APECの「ミニWTO化」ともいべきラチェットイング・アップ戦略である (Bergsten, 1994, p.20, Soesastro, 1995, p.428, Barfield, 1997, p.41)。

ラチェットイング・アップとは、地域協力機構をGATT/WTOにおける交渉を支持する場として位置付け、また、そこにおいてグローバルなレベルでは処理できない係争点に対する地域的合意を取り付けることによって、地域協力機構をGATT/WTO交渉の推進力にするというものである (Bergsten, 1994, p.20)。

この戦略の起源は、NAFTAとウルグアイ・ラウンドとの関係にまで遡る。米国がウルグアイ・ラウンドで提起し重視した問題は、既存のGATTルールに規定されていない分野 (いわゆる「GATT+ α 」)、すなわち農業、サービス部門の貿易自由化、知的所有権の貿易関連側面、貿易関連投資措置、紛争処理などである。これらは、後にWTO体制の中に組み込まれることになるが、こうした分野での交渉の進展を促すと同時に、それを自国にとって有利な内容とするために、米国は、NAFTAでGATT+ α についての議論を前倒しし、そこで得られた合意を背景に、ウルグアイ・ラウンド交渉での主導権を握るという戦略を実行したのである (馬田,

1995, 32頁)。

この地域主義を多国間交渉の武器にする米国の戦略を踏襲したものが、APECにおけるラチェット・アップ戦略である。米国は、WTOで交渉されるべき事柄を、事前にAPECで論議し、たとえ非拘束的なものであってもある程度の合意をえた上で、その問題をWTOに持ち込み、APECでの合意を背景に、他の諸国、とりわけEUに対する交渉力を高めようとしている。他方、そうした交渉の結果、WTOで合意に達すれば、APECの非拘束的合意事項は、WTOを通じて法的拘束力のあるルールへと転化させられるのである。

次項では、WTO情報技術協定 (Information Technology Agreement, ITA) を事例として、APECフィリピン会議以降のこの戦略の具体的展開をみてみよう。

(2) WTO情報技術協定 (ITA)

現在、米国が東アジアにおいて最も重要視しているのが、情報技術関連製品貿易の自由化である。情報技術関連産業は、上述したBEMsプログラムにおいても、「巨大新興部門 (Big Emerging Sectors)」の一つに挙げられ、米国がBEMsに対して強力に自由化を推進していく部門として位置づけられている (Garten, 1997a, pp.35-36)。

加えて、米国にとって、情報技術関連製品は、1980年代半ばから90年代半にかけて100%以上の輸出伸び率を示す成長産業であると同時に(表5参照)、前述のように、議会から関税引き下げなどの自由化交渉権限を当てられていない米国行政政府にあって、木材製品と並んで唯一交渉権限を有する分野でもある(古川, 1996b, 30頁)。そして、これは、日米・米欧経済摩擦の中心テーマであると同時に、東アジアでは、地域生産ネットワークによって日系企業の圧倒的な優位が確立されている部門でもある²²⁾

22) この部門での日系企業の生産ネットワークについての分析は、阿部 (1994) および浦田 (1996) を参照。

表5 情報技術製品貿易の上位10ヶ国・地域 (95年, 単位: 10億ドル, %)

	国・地域名	輸出額	総輸出に占める割合	国・地域名	輸入額	総輸入に占める割合
1位	日本	106.6	24.1	米国	139.93	18.2
2位	米国	97.99	16.8	EU	104.84	5.5
3位	EU	57.07	3	日本	37.68	11.23
4位	シンガポール	41.27	34.9	シンガポール	24.72	19.9
5位	韓国	33.22	26.5	マレーシア	22.22	28.6
6位	マレーシア	32.84	44.4	カナダ	19.81	11.8
7位	台湾	28.71	25.7	台湾	16.53	15.9
8位	中国	14.51	9.8	韓国	16.47	12.2
9位	メキシコ	11.67	14.6	中国	14.35	10.9
10位	カナダ	11.55	6.1	香港	12.1	6.3

出所) 通産省 (1997), 147頁。

こうした事情から, 1996年12月, WTO体制に入って初の閣僚会議となるシンガポール会議において, 米国が最も強力に推進したのが, ファクシミリ, ワープロ, コンピューター, 半導体など情報技術関連200品目およびソフト・ウェアの関税を2000年までにゼロとする (但し, 一部途上国には2005年まで撤廃期限の延長が認められている) 情報技術協定 (ITA) の締結であった。

このITA締結に至るまでのプロセスで, 米国の採用した戦略が, ラチェット・アップ戦略の典型的事例である (Bergsten, 1997, p.24)。

ITAは, 本来, 上記製品に対して高関税を課しているEUを主たる対象とするものであった。また, この部門に関しては, 米・EU・日・カナダのいわゆる四極だけでも, 世界の総生産額の80%に達することから, ITAをこの四極によるWTO枠内の複数国協定 (Plurilateral Agreement) として締結することは可能であった²³⁾ところが, EUとの交渉に行き詰まった米国は, 同協定が有効であるためには先進国と同等の競争力をもつ途上国の参加が必要であるとし, ITAへのアジアNIES・ASEANの

参加を求める方針に転じる(古川, 1997b, 23頁)。すなわち, 米国は, ウルグアイ・ラウンド交渉の場合と同様, APECレベルでこの協定に対する合意を取り付け, それをもとにEUに対して自由化圧力をかけ協定締結を実現するための土台を形成するという戦略に出たのである。それは同時に, 東アジア諸国の市場開放を促進することで, 地域生産ネットワークによって確立された日系企業の支配構造に食い込み, 米系企業の参入機会を整備するという米国の対東アジア通商政策の一環として位置づけることができる。

1996年のAPECフィリピン会議は, ITAをめぐる, 関税引き下げの政治的意志を示すために達成期限を明示する必要を主張する米国と, タイ, マレーシア, 中国をはじめとするアジア諸国が鋭く対立する場となった(但し, シンガポールは積極推進派で, インドネシア・フィリピンはそれに同調した)。閣僚会議においては, アジア諸国の反発から, 「情報技術協定をまとめるためのWTOにおける努力を支持する」との合意に留まったが, その後の交渉過程での米国の強力なプッシュによって首脳会議宣言では「2000年までに関税を大幅に撤廃する情報技術協定を柔軟であることを認識しつつ, WTO閣僚会議までにまとめるように呼びかける」と具体的な年限を記載されることになる(古川, 1997a, 23-24頁)。

このAPECレベルでの合意を背景にEUとの交渉に臨んだ米国は, WTOシンガポール会議において, ITAを上記四極に加え韓国・香港・シンガポール・インドネシア・台湾・オーストラリアを含む28ヶ国による複数国協定として締結することに成功する。そして, この種の協定が主要国

23) WTOの諸協定には, 全加盟国の参加が原則であるが, ウルグアイ・ラウンドの航空・政府調達・酪農及び牛肉の4協定が一部の加盟国が参加する複数国間協定として締結されたことから, WTOにおいてもこの種の協定が可能となった。しかし, この協定が有効であるためには, ある程度以上の生産額を有する国が参加しなければならず(クリティカル・マスの達成), ITAの場合, それは90%だとされた。また, WTO体制下の複数国間協定では, 関税に関しては全加盟国に対して最恵国待遇を供与することが義務づけられている(古川, 1997b, 23, 28頁)。

によって形成されれば、そこから排除されることの恐怖心から協定不参加国に対する波及効果は大きい。そのため、1997年3月、最終的に反対派であったマレーシア、タイを含む40カ国がこの協定に合意し、I T Aは世界の情報関連機器貿易の約9割を網羅する協定となる(古川, 1997, 26-28頁)。ここに、A P E Cにおける「努力目標」あるいは数値目標・年限を明示しない非拘束的で「曖昧な合意」が、反対派であったマレーシアやタイを含むA P E C主要加盟国の参加する法的拘束力をもった協定へと転化されることになったのである。

米国のこうした戦略は、今後、様々な分野で展開されることになるだろう。事実、フィリピン会議では、I T Aに加えて、米国の提案に基づいてO E C Dが「市場アクセス」概念に依拠して提唱している多国間投資協定(Multilateral Investment Agreement, MIA)に対する合意を達成しようとしているし²⁴⁾1996年9月のA P E C通信・情報関連閣僚会議(オーストラリア・ゴールドコーストで開催)では、W T Oシンガポール会議の中心テーマの一つである基本電気通信規制の自由化に対するガイドラインが打ち出されている²⁵⁾さらに、現在のA P E Cは、E P Gの勧告以降、「自主的投資コード」、「標準の調和化」、「貿易関連投資」、「環境・金融・マクロ経済政策の調整」、「反ダンピング問題」、「紛争処理手続き=D S M」など、

24) M I Aの合意については、マレーシアの強力な反対から、A P E Cでは実現されなかった。

25) ガイドラインの内容は、次の通りである(古川, 1996b, 30頁)。①自由化および無差別の原則；通信会社は、設備の数量割当・免許の期限・外資系か否か、回線接続業務に制限を受けない、②透明性の原則；利用者と通信会社は、支配的な通信会社の市場原則の乱用や、不透明性の法則、行政手続きによる影響を受けない、③公正原則；政府は、無差別、敏速な政策や、規制機関の法的、構造的な独占、周波敏速数の公正な割当に責任をもつ。電気通信サービスの自由化問題は、W T Oシンガポール会議でも、ウルグアイ・ラウンドからの継続交渉として基本電気通信交渉が行われており、97年2月に基本的に妥結している。本稿では、紙幅の関係上、詳述は差し控えるが、電気通信サービスの自由化は、金融サービスの自由化と並んで、G A T Sとの関連で、米国が東アジアを対象とする「市場アクセス」概念に依拠した市場開放についてクリティカルな問題を提起している。国際通信自由化とW T Oおよび米国の戦略については、石黒(1997a, 1997b)を参照されたい。

WTOと同一の問題をアジア太平洋レベルで処理する機構へと変質しつつあり、こうした様々な問題に対して、米国がラチェット・アップ戦略を発動していく可能性は極めて高いといえるだろう。

IV 錯綜する各国の思惑—日本・アジアNIES・中国—

以上のように、現在のAPECは、その本来の性格を大きく変化させつつある。それは、端的に言って、APECをグローバルな部面での自由化を米国にとって有利に展開するための武器として活用すると同時に、地域生産ネットワークによって日本経済に実質的に包摂されつつある東アジアの市場開放を促し、米国企業がこの地域に再進出するための環境作りの場に、APECを変質させようという米国の戦略によるものであるということが出来る。

だが、本来、他の国際機関の場合と違い、APECにおいて米国は、加盟18ヶ国のうちの1国に過ぎず、前節でみたように、米国の戦略によってAPECプロセス自体が変容することはないはずである。東アジア諸国が、米国の強引な要求を一定程度受け入れざるをえないのは、米国が依然としてこの地域において圧倒的な軍事的プレゼンスを有する地域的覇権国であるという事情に加えて、この地域が市場を米国に大きく依存するという構造をもっているからである。その比率を低下させているとはいえ、中国とインドネシアを除く東アジア諸国にとって、米国は最大の輸出市場である。これに対して、米国にとって東アジアの市場としての重要性は、個別国家で見れば、総輸出のわずか数%を占めているにすぎない。この非対称的な貿易構造が、米国のこの地域における 関係的権力 (relational power) の源泉となっているのである (Crone, 1993, p.520, Barfield, 1996, p.136)。

この二国間レベルでの米国の関係的権力の行使をAPECという多国間レベルの協議体によって抑制しようというのが、アジア諸国の共通の立場である²⁶⁾しかしながら、こうした大枠での合意とは別に、APECをめぐる

るアジア諸国の思惑には、微妙な違いがあるのも事実である。その結果、APECプロセスは、より複雑なものとなっている。ここでは、日本・アジアNIES・中国の基本的立場を簡単に見ておこう。

(1) 日本

当初、太平洋協力の中心的役割を担ってきた日本は、現在では舞台の主役の座を降りた感がある。とはいえ、日本の立場は一貫して変化してはいない。そもそも、日本のアジア太平洋協力は、輸出市場としての米国市場を確保しつつ、地域大に拡大していく生産・輸出構造を維持することを最大の課題としていた。この日本の現状維持政策は、現在のAPECにも引き継がれている(Deng, 1997, pp.357-58)。ジャカルタ会議において「進歩のためのパートナー (Partners for Progress, PFP)」を提唱し、貿易投資の自由化よりは、資金・技術援助による経済開発協力を重視する姿勢を打ち出し、大阪会議では、米国の主張する法的拘束力のある「調整的自由化 (coordinated liberalization)」に反対して、「協調的ユニラテリズム」を主張したのも、そうした戦略を反映したものといえる(Bello, 1995, Deng, 1997, p.358, Nesadurai, 1996, p.47)。

むしろ、日本にとって現在のAPECが持つ意義は、経済的というよりは、政治的な比重が高い。歴史的経緯から、この地域で政治的軍事的イニシアティブをとることのできない日本は、地域軍事大国としての脅威を高めている中国を地域協力の枠組みに組み込むことで、地域の安定化を図りたいと考えている(Christoffersen, 1996, p.1075)。APECの創設に当たって、ホーク提案とは異なり、日本が米国の参加を必要不可欠の条件としたのは、対米貿易摩擦の緩和とともに、米国を中国に対するバランスと

26) D.クローンは、国際関係論の立場から、APECを覇権衰退期におけるレジーム形状の動きと捉え、その力学は、交渉力を確保するために自国規模の大きさを活用する上位アクター(米国)と、マルチラテラルな枠組みに上位アクターを組み込むことでユニラテラルな関係的権力の行使を抑制しようとする下位アクターとの対抗関係によって特徴づけている(Crone, 1993, p.505)。

して活用したいとの政治的意図があるからである (Acharya, 1997, p.324, 船橋, 1995, 296-98頁)。

(2) アジアNIES

これに対して、アジアNIESの立場は微妙である。1980年代後半以降の米国との貿易摩擦からくる市場開放圧力は、日本以上にアジアNIESに対してより強力に展開されてきた (Bello & Cunningham, 1994)。その意味では、日本同様、APECを米国との二国間貿易摩擦を緩和する場として位置づけ、米国の相互主義的な域内自由化政策に対しては反対するというのが、アジアNIESの基本的立場である。他方、自ら直接投資を通じて海外展開を図っているアジアNIESは、今や部分的には日系企業と競合する位置にある。とりわけ、日系企業の地域生産ネットワークによってすでに圧倒的優位が確立しているASEANおよび日系企業の進出が未成熟な中国に対しては、自己のシェアを拡大すべく積極的な活動を展開している²⁷⁾すなわち、アジアNIESは、米国の強硬な自由化圧力に対しては一定の距離を保ちつつも、日系企業との対抗上「競争条件を平準化する (level the playing field)」ためのAPEC内自由化に対しては、米国と利害を共有しているのである。

(3) 中国

一方、東アジア諸国の中でAPECに対して最も懐疑的なのが、中国である。中国は、APECプロセスが米国と日本の二つの対立する戦略のもと進行していると考えている。中国にしてみれば、米国を中心に中国・日本・韓国・ASEAN・オーストラリアを二国間関係で結びつけた「扇型構造 (fan-shaped structure)」を形成し、それ通じてAPEC諸国の「市場化 (marketization)」と「民主化 (democratization)」を促進しようと

27) ASEANにおける地域生産ネットワークについては、本稿の前編に当たる「市場主導型経済統合論を超えて—APECと東アジア地域主義(1)—」で論じておいた。また、自動車産業に焦点を当てASEANにおける日米韓自動車産業の競争については、尹 (1997) を参照。

する米国の戦略は、人権問題などの政治的対立を先鋭化させるものであり、他方、この地域に日本を頂点とする階層的な経済構造を構築するという日本の「雁行形態的發展戦略(日本経済の地域化)」は、中国をその底辺に位置づけるものであり、日米双方の戦略が、中国の追求している地域的リーダーシップとは矛盾する(Christoffersen, pp.1069-70, 1081)。

そのため、中国は自己の影響力を行使することができる二国間交渉を重視しており、APECに対しては米国との最恵国待遇更新問題を円滑に進める場ないしはWTO加盟の環境整備としてしか位置づけておらず、それが何らかの地域経済秩序を形成するものとなることには基本的に反対の姿勢をとっている²⁸⁾

このように、現在のAPECは、それ自体が何らかの地域秩序を形成するというよりは、基本的には米国のAPEC戦略に対するアジア諸国の防衛という構図をとりつつも、アジア諸国自身が自己の利害に基づいて対立と協調を繰り返す複雑な政治的プロセスとして描くことができるのである。こうした中であって、緩やかな地域協議体から脱皮し自主性を強めつつ、独自の地域秩序戦略²⁹⁾と経済発展戦略を展開しているのがASEANであ

28) G.クリストファーセンによれば、未だ中国は、地域政策のグランド・デザインを明確には提示していないものの、次の2つの戦略が今後、焦点となると考えられる。一つは、日本海経済圏、北東アジア経済圏、ASEANといったサブ・リージョナルな地域協力の枠組みに中国がイニシアティブをとることによって、米国の二国間関係による地域支配を挫くと同時に、日本の雁行形態的發展に分断を持ち込むというものである。もう一つが、三層からなる「三角経済戦略」と呼ばれているもので、香港・台湾と貿易・投資を通じた緊密な相互補完関係を形成し(小三角形)、それを核としてアジアNIES・ASEANとの経済統合を推進し(中三角形)、この中小の三角形を背景にして日米に競争対抗する秩序を形成するというものである(Christoffersen, 1996, p.1080, 市川, 1996, 156-57頁)。

29) 山影は、それをASEANの機能の深化と拡大という二重の戦略とAPECプロセス参画とASEAN地域フォーラム(ARF)に見られる広域秩序形成の二重戦略からなる「二重の二重戦略」と呼ばれるものである(山影, 1997, 3頁)。そして、この二重戦略は、経済問題を中心とするASEAN機能の強化=AFTAとAPECプロセス、政治・安全保障問題を中心とするASEANの拡大とARFという連関で捉えることができる。

る (Bobrow, 1996, p.4-5, 27)。

V ASEAN主導型地域秩序と経済発展戦略

1 APECとAFTA—対抗する二つの地域協力—

ASEANは、冷戦体制下、とりわけベトナム戦争が本格化する1967年に、米国の冷戦政策の一翼を担う反共政治グループとして結成されたが、70年代後半以降、相互安全保障に基づいた一種の地域安全保障共同体として地域的な政治および経済協力を推進していくようになる (山影, 1997, 3頁)。ベトナム戦争終結直後の76年に、ASEANははじめて首脳会議を開催し、政治協力・経済協力を掲げた「ASEAN協和宣言」を採択するとともに、「東南アジア友好協力条約」を締結する。以降、ASEANは、この二つの文書に基づいて、加盟諸国間の紛争を抑止し、地域的な結束と集団的自立によって地域内安定を目指す政治協力体としての道を歩み始めるのである³⁰⁾

それとともに、ASEANレベルでの経済協力も活発化しはじめ、70年代後半以降、産業プロジェクト (AIP, 77年)、特惠取極 (PTA, 77年)、産業補完計画 (AIC, 81年)、合弁事業計画 (AIJV, 83年)、第二次産業補完計画=ブランド間相互補完計画 (BBCスキーム, 88年) といった、様々な地域経済協力スキームが実行されていく。しかし、この一連の地域協力スキームは、各国の経済発展の度合いや経済開発の方向性の違いなどから、日系自動車産業によって活用されたBBCスキームを除き、ほとんど成果を挙げるができなかった (Ravenhill, 1995, pp.851-53)³¹⁾

ASEAN地域経済協力の転換をもたらしたのは、1980年代末の冷戦体

30) ASEANの地域協力機構としての政治的発展過程の詳細については、山影(1991)を参照。

31) こうした一連の地域協力スキームの詳細およびその成果については、Ravenhill (1995)、櫻井 (1996)、ヤン (1994) を参照されたい。

制の崩壊である。

冷戦体制の崩壊は、旧ソ連・東欧諸国の市場経済化および中国の社会主義市場経済路線の強化をもたらし、先進国の資金が、新たな低賃金労働力を求めてこうした諸国へと一気に流れ込む可能性を大きく浮上させた。1970年代中盤から徐々に輸入代替政策を輸出志向工業化政策へと切り替え、80年代後半以降は、「投資主導型 (investment-led)」(Barfield, 1997, p.17)ともいべき外資依存型の経済成長経路を辿ってきたASEANにとって、こうした外資の方向転換は、今後の経済発展戦略の根幹にかかわる問題であった。加えて、1992年の欧州単一市場の完成および米加自由貿易地域の誕生とそのメキシコをはじめとする中南米諸国への拡大の動きは、そうした危機意識をいっそう高めるものとして作用した (Ravenhill, 1995, pp. 854-855, Lim, 1996, p.20)。

この危機意識こそが、1992年にASEAN諸国をASEAN自由貿易地域 (AFTA) 設立というより緊密な地域経済協力へと向かわせた最大の要因である。AFTAとは、ASEAN域内での投資環境を整備し、経済成長の原動力である外資の流れをASEANへと向かわせることを目的としたものである。それは、APECとAFTAという、ASEANを中心とした貿易と投資の自由化を目指す二重の地域経済協力の枠組みが誕生することを意味する。

APECとAFTAの関係に対しては、GATT/WTOとともに、グローバル、リージョナル、サブ・リージョナルという自由化を実現するための地理的範囲の異なる三つの同心円 (cocentric circles) 構造を形成するという見方がある。そこでは各円は自立的に機能しつつ、独自に自由化を推進するが、各円が発する自由化の波は他の円の反応を次々に引き起こすという相乗効果を生み出し、グローバルな自由化の達成が加速されるとされる (船橋, 1995, 104, 192頁)。

これに対して、ASEANを焦点に絞り、同心円を、APEC・AFTA・「成長の三角形 (growth triangle)」³²⁾からなるものとする者もいる。こ

の種の論者は、AFTAの自由化によって活発化する域内での国境を越えた企業活動を通じて、「成長の三角形」に見られる「自然な (natural)」局地的経済圏が生み出され、それが今後のASEANの経済発展戦略の中核となると考えている。他方、この立場からみれば、APECにおける自由化は、このASEANの経済発展戦略を補完するために、AFTAには実現困難な自由化を推進・加速させる「保険政策 (insurance policy)」と位置づけられる (Soesastro, 1996, pp.477-78)。

この種の同心円論は、ビジョンとしては成り立ち得ても、APECとAFTAを相互補完的な地域協力機構であるとみる点において、いずれも両者の現在の関係を説明してはいない。APECとAFTAは、相互補完的ないし調和的な同心円構造をなすというより、むしろ対抗的關係にあるとみたほうがよい。

AFTAの中心的プロジェクトは、「共通実効特惠関税スキーム (Common Effective Preferential Tariff, CEPT)」と呼ばれる域内自由化計画である。資本財と加工農産物を含むすべての製品に対する域内関税および非関税障壁を撤廃するというのが、その内容である。AFTA設立に合意した1992年1月の第4回ASEAN首脳会議で締結された「ASEAN経済協力の強化に関する枠組み協定」は、CEPTの実施に関して、93年1月1日から発動し、15年の目標達成期間を置いて2008年までに全ての製品の関税を0～5%にすると定めていた。ところが、その後、94年のAFTA協議会および経済閣僚会議を経て、このスキームについては、目標達成期限を15年から10年に短縮し、達成年度を2008年から2003年に前倒しするという変更がなされている³²⁾

AFTA形成が前倒しされたことは、APECにおける貿易・投資の自由化プロセスと無関係ではない。

32) その典型的事例が、シンガポール、マレーシアのジョホール (Johor)、インドネシアのリアウ (Riau) を結ぶ、SIJORI成長の三角形構想である。これについては、Lim (1996) pp.27-28を参照。

AFTA形成の主たる動機は、前述のように、域内での投資環境を整備することで、旧社会主義圏および中国、中南米へと向かおうとする外資をASEANに再び呼び込むことにある。仮に、アジア太平洋地域レベルで、APECプロセスを通じて2020年までに「自由で開かれた」貿易・投資のための体制が完成したとすれば、少なくともAPEC構成国とASEAN諸国の関税率の差はゼロないし微小なものとなる。加えて、APECレベルで、税関手続き・基準認証の簡素化・共通化などの円滑化措置が推進されていくとすれば、ASEANがAFTAを形成することの意義はほとんど失われてしまうことになる(岡本, 1997, 20頁)。さらに、第三節で詳述したように、APECにおける自由化が、米国の思惑通り、法的拘束力を有するルール・ベースのものとなれば、ASEANの自主性は大きく損なわれることにもなるであろう。

ASEANがAFTA形成を当初計画より前倒しし、その適用範囲を拡大しているのは、APECによる自由化によってAFTAが無効化されることを回避するとともに、自由化という点では一致していても、その内容および決定についてはASEAN自身に主導権を残そうとしているからにほかならない。ここに、我々は、米国主導のAPECプロセスに対抗しつつ、独自の地域経済秩序を構想するASEANの戦略の一端を見て取るこ

33) CEPT協定の概略および94年経済閣僚会議での変更は、次の通りである。①一般条項；CEPTスキームには全加盟国が参加し、対象品目は分野別とする。また、国によりセンシティブな製品は8年後に調整することを前提に一時的に除外できる。付加価値の40%以上が、域内諸国で生産された製品にはPTAが適用される(原産地規制)。②資本財を含むすべての工業製品および農産物加工品を対象とする(ただし、工業製品のうち15分野は加速的関税引き下げ対象製品(fast track)として通常の関税引き下げ製品(normal track)よりも達成期限を短縮する)。③数量規制の廃止、その他の非関税障壁の5年以内の撤廃。④国家安全保障、国民の健康保護、動植物保護、公衆モラルの維持に関連する商品は例外品目とする。〈変更内容〉①達成期間；15年→10年。②ノーマル・トラック；i. 現行関税率が20%を超える品目；15年→10年、15年後には20%に。ii. 現行関税率が20%以下の品目；7～10年→7年。③ファースト・トラック；i. 現行関税率が20%を超える品目；10年→7年。ii. 現行関税率が20%以下の品目；7年→5年。④除外品目の据え置き期間；8年→5年(6年目から除外品目の20%ずつを対象品目に繰り入れる)。⑤未加工農産品を対象品目に含める(ヤン・北村, 1994, 櫻井, 1996)。

とができるのである。

2 ASEAN型地域協力方式と地域秩序論

主導性と自主性を強化しようというASEANの意図は、APEC内、とりわけAPECの制度化問題にも現れている。

本来、ASEANは、アジア太平洋という広域の地域経済協力に対しては、ASEANの意義を失わしめるものとして消極的な立場を堅持し、部分的には、こうしたASEANの姿勢こそが、この地域における政府間機関の創設を妨げてきたといっても過言ではない。そのASEANが、APECに積極的に参与することになったのは、オーストラリア政府による説得活動もさることながら、欧米の経済統合と自由貿易地域創設の動きに直面して、アジア太平洋レベルで、それに対抗する地域集団を結成する必要をASEAN自身が認識したからである。とはいえ、APECの早急な制度化に対しては、米国主導の自由化をアジア諸国に強要するものであるとみなし、ASEANは依然として慎重姿勢を崩してはいない。こうしたASEANの姿勢が、米国のAPEC戦略に対する強力な抑止力となっているのである。

1991年2月のASEAN外相・経済相合同閣僚会議では、APECをコンセンサス方式の意志決定に基づいた緩やかな協議体とするとの意思統一を図り(クチン合意, Kuching Consensus)³⁴⁾同年11月のAPEC第三回閣僚会議で採択された「ソウルAPEC宣言」に、それを反映させている。また、95年の大阪会議では、アジア方式の自由化=協調的ユニラテリズムを、APECの自由化方式として採択させることにも成功している。

APECを緩やかな協議体として維持し、そこにおいて決定される内容についても構成国の自主性に委ねるべきであるというASEANの主張を、APECの制度化と自由貿易地域化を推進する米国の戦略に対する消極論であるとして片づけることはできない。ASEANにあって、それは、「柔軟な地域主義 (soft regionalism)」と「コンセンサス」を特徴とするAS

EAN型の地域経済協力方式を、APECにも拡大適用しようとするものである (Acharya, 1997, p.320)。

ここでいうASEAN型地域経済協力とは、まず、首脳・閣僚レベルで協力の枠組みと原則をコンセンサス方式で決定し、具体的な協力内容は各国の官僚が緊密な相互協議を通じて漸次的に確定し、最終的には首脳・閣僚レベルでの議定書などの形で承認していくというプロセスを指す。そして、協力の実施に際しては、あくまでも各国の自主性が尊重され、交渉によって足並みを揃えることは強制されない(岡本, 1997, 19頁)。この方式に則って、1970年代後半以降のASEAN地域経済協力は実施されきたのであるが³⁵⁾いまやそれは大阪会議から96年フィリピン会議に至るAPECの基本的な意志決定プロセスともなっているのである³⁶⁾

以上のように、ASEANのAPEC戦略は、AFTA形成を通じてASEAN主導の経済秩序の形成を目指すと同時に、APEC内では米国の戦略に対抗しつつAPECをASEAN型の地域協力機構へと転換させることにあるということが出来る。他方で、こうしたAPEC戦略に加えて、

34) クチン合意の内容は以下の6点に要約できる (Soesastro, 1996, pp.483-84)。①ASEANのアイデンティティと結束を維持するとともに、APECの強化によってASEANとその対話国および第三国との協力関係を歪めてはならない。②APECの強化は、経済発展の違いや社会経済体制の相違に十分に配慮したものでなければならず、平等と「利益の均衡」の原則に基づかねばならない。③APECは、内向きの経済ブロックを目指すものであってはならず、むしろグローバルな開放的な多角的システムの強化を目的とするものでなければならぬ。④APECは経済問題を協議するフォーラムを提供するものであり、いかなる参加国に対しても命令や指示を行ってはならない。⑤APECは、経済分析に対する参加国の個別的、集団的能力を強化し、共通の利益を確認・促進し、それらをより幅広い多角的フォーラムで実現できるための相互的で効率的な協議の場を提供するものでなければならぬ。⑥APECの進展、とりわけ制度化の問題については、漸進的かつプラグマティックに進めるべきであり、より慎重かつ拡張的な要素を排除すべきではない。

35) この点、具体的達成年限を設定し、各国に同等のコミットメントを求めるAFTAは、ASEAN地域経済協力の中でも特異な存在である (岡本, 1997, 20頁)。それは、ASEAN加盟国の個別の自主性よりは、APECに対抗する組織機構としてのASEANの自主性を重視したことを示している。

36) マニラ会議の結果が必ずしも、ASEAN方式の全面的勝利に終わったわけではない。この点については、すでに指摘しておいた通りである。

現在のASEANが、東南アジアを中心に独自の地域秩序構想を展開していることを看過すべきではない。

ASEANの志向する地域秩序とは、三層の同心円によって構成される。この同心円の第一は、AFTAや安全保障協力を通じたASEAN自体の結束強化である。第二の同心円は、東南アジア友好協力条約を基本原理として、インドシナ諸国へASEANを外延的に拡大し、ASEAN10の結成から東南アジア共同体の形成＝東南アジアのASEAN化を図るというものであり、³⁷⁾第三の同心円は、ASEAN拡大外相会議 (Post Ministerial Conference, PMC) およびASEAN地域フォーラム (ASEAN Regional Forum, ARF) などを通じて、安全保障問題を軸に、域外諸国との間でASEANを中心の広域秩序を形成していくというものである (菊池, 1995, 275頁)。とりわけ、第三の同心円は、APECでは対象外の安全保障問題を取り扱うという点において、ASEANの独自性と主導性を高めるものである。³⁸⁾

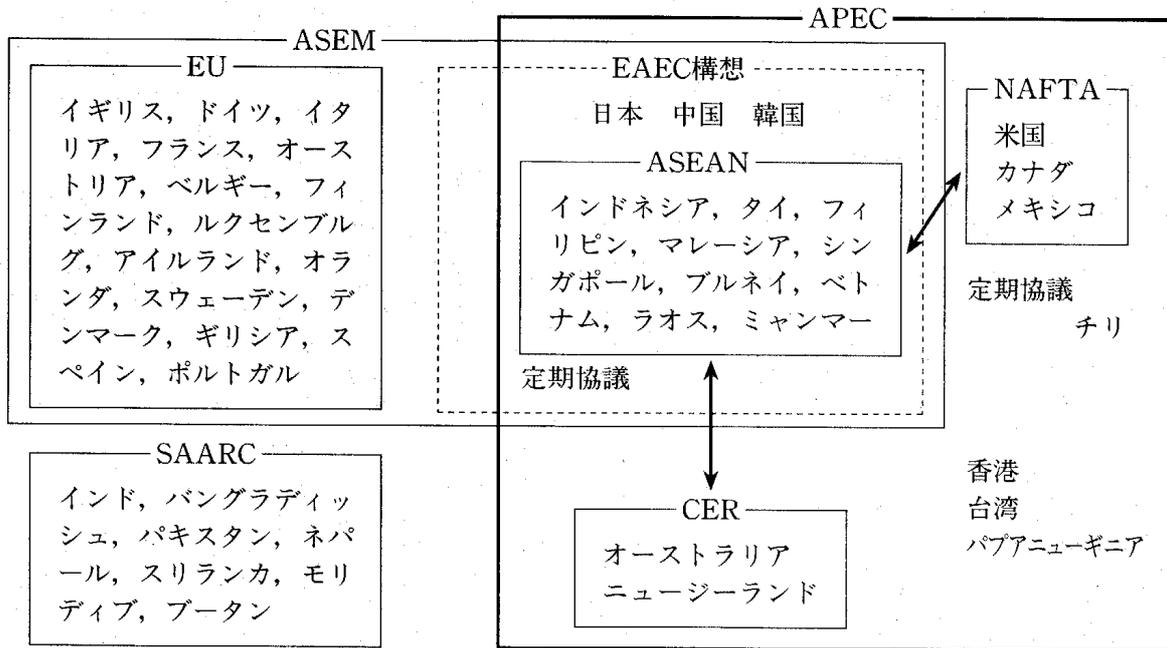
さらに、ASEANは、この同心円的秩序形成を核としながら、多面的な外交関係を構築しようとしている。図1をみれば明らかなように、現在の東アジアを中心とした地域経済協力は多層構造をもって展開されており、その中核に位置するのが、ASEANである。それ自体一つの地域協力機構でもあるASEANは、NAFTA, CERと定期協議をもち、EUとの間には、アジア欧州会議 (ASEM) を設立するなど、地域協定間の提携関係を通じて、APECとは異なる独自の交渉チャンネルを確立しようとしているのである。また、EAEC構想も、日本を中心とするといいつつも、実質的にはASEANを中核とする機構となっている。³⁹⁾

このように、現在、ASEANは、AFTA形成やASEAN10の結成

37) その一環として、カンボジア・ラオス・ミャンマーに中国雲南省を加えたメコン川流域の総合開発を、域外諸国の協力を得ながら、ASEAN主導で実施していくことを決定している。

38) この点の詳細については、Crone (1996) および菊池 (1995) の第7章参照。

図1 東アジアの地域主義の重層構造



APEC；アジア太平洋経済協力, Asia Pacific Economic Cooperation
 ASEAN；東南アジア諸国連合, Association of South-East Asian Nations
 ASEM；アジア欧州会合, Asia-Europe Meeting
 CER；オーストラリア・ニュージーランド経済協力緊密化協定,
 Australia-New Zealand Closer Economic Relations Trade Agreement
 EAEC構想；東アジア経済協議体, East Asian Economic Caucus
 EU；欧州連合, Europe Union
 NAFTA；北米自由貿易協定, North American Free Trade Agreement
 SAARC；南アジア地域協力連合, South Asian Association for Regional Cooperation
 出所) 経済企画庁編『アジア経済1997』, 28ページ

など、機構の拡大強化を図り発言権を高めると同時に、様々な地域協力の
 枠組みの中心に自らを置くことによって、つまり自らを広域地域協力にお
 けるサブ・システムと位置づけることによって、東アジアを中心とした広

39) EAECは、その名称を冠する正式な会議は存在しないが、ASEM準備のための
 外相会議(ASEAN+日本・中国・韓国、いわゆる7+3会合)として実質的に発
 足しているとみる見方もある(古川, 1996a)。米国抜きの会議に消極的な姿勢を示し
 てきた日本が、この会議に参加するようになった背景には、ASEANが日本および
 韓国抜きでもEAECを発足する意志を示したこと、またメコン川地域開発という日
 本が現在、最も関心を持っている問題を7+3会合において討議する方針をASEAN
 が提示したことなどがあり、ここにおいても、ASEANの主導性がいかに発揮
 されている。他方、中国は、APECよりもEAEC型の地域秩序構想に積極的な
 支持を表明している。

域秩序形成の中核たらんとしているのである。

3 地域生産ネットワークとASEANの経済発展戦略

最後に、こうしたASEAN主導型秩序形成を進める中において、ASEANが、現在推進している経済発展戦略とは、どのようなものであるのか簡単に見ておこう。

上述したように、ASEANが、AFTA結成に動いたのには、従来の直接投資主導型成長路線を継続していくための環境整備という要因が大きく作用している。そこにおける、ASEANの経済発展戦略を論じるためには、この直接投資主導型成長経路の核心ともいえる、この地域に張り巡らされた地域生産ネットワークという観点からみる必要がある。

本稿の前編である「APECと東アジアの地域主義(1)」において、筆者は、1980年代後半以降のASEANの経済成長を担ってきたのが、主要には、この地域に張り巡らされた日系企業を頂点とした階層的な地域生産ネットワークであり、その結果、この地域には日系企業の圧倒的優位が確立していることを、すでに指摘しておいた(尹, 1997b)。

地域生産ネットワークの形成は、もちろん規模の経済の活用とコスト削減を目的とする日系企業の企業戦略によるものであるが、その一方で、輸入代替政策を推進するASEAN諸国のローカル・コンテンツ規制などの政策がそれを促進したという側面をもっている。BBCスキームなど日系企業自体の要求によるものを除けば、地域生産ネットワークは、国民経済的な内実=フルセット型の産業構造を構築しようとするASEAN諸国の個別の経済発展戦略が、その本来の意図に反して、生み出したともいうことができる(尹, 1997a)。

この結果的に形成されたネットワーク型の地域内工程間分業が、急速な経済成長をもたらしたことは、ASEAN諸国の経済発展戦略を大きく転換させることになった。現在のASEANは、従来の輸入代替政策に象徴されるフルセット型の工業化=国民経済的発展を目指すという方向を転換

して、このネットワーク型の地域内分業構造をよりいっそう強化し、ASEANを一つの地域的生産単位とする地域志向型発展を選択しているのである。ASEANが米国の拡大NAFTA構想に強力に反対しているのも、NAFTA型の原産地規制によって、地域生産ネットワークが切断され、この発展戦略が阻害されることになるからである(馬田, 1995, 38頁)。

直接投資主導型経済成長の持続を目的とするAFTA結成とは、言ってみれば、域内関税を大きく削減することで地域生産ネットワークの根幹ともいべき部品の相互融通を円滑にするための措置であるとみることができる。このことは、AFTAを補強するために、地域生産ネットワークの典型的事例である日系自動車メーカーの部品相互融通網を生み出したBBCスキームを改良・拡大適用するものとして、1996年4月に「ASEAN産業協力スキーム(AICO)」を打ち出していることから明らかである⁴⁰⁾そして、それは、これまでASEANの経済発展の最大の問題であるとされてきた、サポーター・インダストリーの欠如をも、外国企業を誘致することによって補おうとするものである。

このように、国民経済的な内実の形成を目的とする戦略から180度転換し、外資に全面的に依拠した経済発展を目指すというのが、現在のASEANの経済発展戦略であるといえることができる。

とはいえ、このような地域生産ネットワーク依存型の経済成長経路には、次の2点において重大な欠陥がある。第一に、それが国外からの部品調達に依存するというものであるために、国内後方連関効果が著しく脆弱であるという点である。しかも、ASEANの場合、進出する外国企業の多くが100%外資出資の形態をとっているために、地場資本の脆弱性は、サポーター・インダストリーの未成熟とともに、最大の懸案事項となっていることも事実である。この問題を緩和するために、ASEANは、AICO

40) AICOは、2ヶ国以上の加盟国内で経営活動を行い、地場資本比率が30%以上の企業が域内で企業間貿易を行っている場合、最終製品・中間財・原材料に対して0~5%の特恵関税を享受できるというものである(青木, 1997, 84-85頁)。

Oの適用企業を地場資本の出資比率が30%以上の企業に限定するなど、外資に依存するとはいいつつも、地場資本育成のための措置を講じている。

第二に、日本による専一的な支配構造、とりわけ、その地域生産ネットワークの基本的性格である日本への技術面での従属という問題がある。この問題に対して、ASEANは、欧米からの投資を呼び込み、日系企業との競争を激化させることで、交渉力を増大しようとしている。そして、ASEANが、ASEMをEUとの間で開催し、ヨーロッパ諸国との経済関係強化に動いているのも、APECの投資の自由化に一定の賛意を表明しているのも、こうした狙いがあるからである。

ここにおいても、1997年のマニラ会議で、相互投資障壁を撤廃し域内外からの直接投資を呼び込むために、「ASEAN投資地域(AIA)」計画を打ち出し、2010年までに「ASEAN自由投資地域(AFIA)」を完成させることを構想するなど、ASEANはAPECに対する自主性を確保しようとしているのである。

VI 結びにかえて

本稿では、1980年代後半以降の米国の対東アジア通商政策という観点から、米国のAPEC戦略を検討するとともに、この米国の戦略に対抗するアジア諸国、とりわけASEANの戦略に焦点を絞って分析することで、APECをめぐる政治経済学をアングロ・サクソン同盟とアジア諸国の対立構図から読み解いてきた。

そこで確認された第一の論点は、現在の米国のAPEC戦略の核心が、地域生産ネットワークによって日系企業の圧倒的優位が確立している東アジアに対して市場開放を迫り、米国企業の参入を確保することにあるということであった。この米国の戦略に規定されて、APECは、地域経済協力のための緩やかな協議体から法的拘束力を有するルール・ベースの自由化を実現するための交渉機関へと変質されようとしており、自由化の内容

と方法をめぐって米国とアジア諸国が鋭く対立する場になっている。

そして、この米国に対抗するアジア諸国の論理、とりわけ地域協力機構としての自立性を高め独自色を強めるASEANの戦略を明らかにすることが、本稿の第二の論点であった。そこで明らかになったのは、ASEANが、APECに対抗する貿易・投資の自由化プロジェクトとしてAFTAを実行すると同時に、米国主導の制度化を抑制しつつ積極的にAPECのASEAN化を図るだけでなく、APECとは別に多角的な外交を通じて安全保障問題を軸に独自の広域秩序形成に動いているという点である。こうした地域秩序構想の実現に向けた活動と並行して、外資による地域生産ネットワークに依存しつつも、ASEANを一つの地域生産単位とする地域志向の経済開発戦略を展開しているのが、現在のASEANのもう一つの姿である。

このように、APECにみられる東アジアの地域主義は、市場主導型経済統合論がいうような非政治的プロセスではなく、自己の経済的利害をもとに独自の戦略を駆使する各国が対立と協調を繰り返す複雑な政治的プロセスとして描くことができるのである。

しかしながら、このことは、地域主義が、東アジアにおいては、単に市場獲得競争ないし経済成長のための手段としてしか認識・活用されていないことを示しており、その貧困さを物語っているといえる。

現在、東アジアでは、これまでの急速な経済成長に陰りが見え始め、東南アジア通貨危機が他の諸国に次々に波及していくなど、経済的展望にかぎっても、決して楽観できる状況にはない。これに対して、IMFを中心に協調融資の枠組は形成されたが、確固とした国際協力体制が整備されているわけではない。しかも米国は、この東アジアの危機に乗じて金融市場をはじめ、この地域に新たな市場開放を迫っている。

東アジアの地域主義が、市場獲得競争という性格を脱し、こうした地域的課題に共同で対処するための方途となるのには、まだまだ多くの時間を要することになりそうである。

(1997年10月脱稿)

参考文献

【欧文文献】

- Aggarwal, Vinod K. (1993), "Building International Institutions in Asia-Pacific", *Asian Survey*, Vol.33, No.11.
- Athukorala, Prema-Chandra & Jayant Menon(1997), "AFTA and the Investment-Trade Nexus in ASEAN", *The World Economy*, Vol.20, No.7.
- Baker, James (1991/92), "America in Asia : Emerging Architecture for A Pacific Community", *Foreign Affairs*, Vol.70, No.5.
- Barfield, Claude, E. ed. (1997), *Expanding U.S.-Asian Trade and Investment ; New Challenges and Policy Options*, AEI Press.
- (1997), "Trade, Investment, and Emerging U.S. Policies for Asia", in Barfield ed. (1997).
- Bhagwati, Jagdish & Arvind Panagariya eds. (1996), *The Economics of Preferential Trade Agreements*, AEI Press.
- Bello, Walden (1995), "APEC and the Conflict of Capitalism", (邦訳「APECと資本主義の葛藤」, 『APECを問う』, アジア太平洋資料センター (PARC) 所収).
- Bello, Walden & Shea Cunningham (1994a), "Trade Warfare and Regional Integration in the Pacific : the USA, Japan and the Asian NICs", *Third World Quarterly*, Vol.15, No.3.
- Bello, Walden, Shea Cunningham & Bill Rau (1994b), *Dark Victory : The United States, Structural Adjustment, and Global Poverty*, Pluto Press.
- Bergsten, Fred(1988), *America in the World Economy : A Strategy for the 1990s*, Institute for International Economics.
- (1994), "APEC and World Trade," *Foreign Affairs*, Vol.73, No.3.
- (1996), "An Asian Push for World-wide Free Trade", *The Economist*, January 6th.
- (1997), "American politics, Global Trade", *The Economist*, September 27th.
- Bobrow, Davis B., Steve Chan & Simon Reich (1996), "Southeast Asian Prospects and Realities : American Hopes and Fears," *The Pacific Review*, Vol.9, No.1.
- A Report of the Carnegie Endowment Study Group (1994), *Defining a Pacific Community*, Carnegie Endowment for International Peace.
- Christoffersen, Gaye (1996), "China and the Asia-Pacific : Need for a Grand Strategy", *Asian Survey*, Vol.36, No.11.

- Crone, Donald (1992), "The Politics of Emerging Pacific Cooperation", *Pacific Affairs*, Vol.65, No.1.
- (1993), "Does Hegemony Matter? : The Reorganization of the Pacific Political Economy", *World Politics*, Vol.45, No.4.
- (1996), "New Political Roles for ASEAN", in Wurfel & Burton eds. (1996).
- Dieter, Heribert (1997), "APEC and the WTO : Collision or Cooperation?", *The Pacific Review*, Vol.10, No.1.
- Donnelly, Michael W & Richard Stubbs (1996), "Japan and Southeast Asia : Facing an Uncertain Future", in Wurfel & Burton eds. (1996).
- Drysdale, Peter (1983), "The Proposal for an Organization for Pacific Trade and Development Revisited", *Asian Survey*, Vol.XXIII, No.12.
- EPG (1993), *A Vision for APEC : Toward an Asia-Pacific Economic Community*.
- (1994), *Achieving an APEC Vision : Free and Open Trade in the Asia Pacific*.
- Garnaut, Ross (1996), *Open Regionalism and Trade Liberalization*, Allen & Unwin.
- Garten, Jeffrey E. (1997a), *The Big Ten*, Basic Books.
- (1997b), "Business and Foreign policy", *Foreign Affairs*, Vol.76, No.3.
- Higgott, Richard (1993), "Economic Cooperation : Theoretical Opportunities and Practical Constraints", *Pacific Review*, Vol.6, No.2.
- Lim, Linda Y. C. (1996), "ASEAN : New Model of Economic Cooperation", in Wurfel & Burton eds. (1996).
- Nesadurai, Helen E.S. (1996), "APEC : A Tool for US Regional Domination?", *The Pacific Review*, Vol.9, No.1.
- OECD (1996), *Market Access after the Uruguay Round : Investment, Competition and Thecnology Perspectives*, OECD.
- Ravenhill, John (1995), "Economic Cooperation in Southeast Asia", *Asian Survey*, Vol.35, No.9.
- Ryan, Michael P. (1994), "East Asian Political Economies and The GATT regime", *Asian Survey*, Vol.34, No.6.
- Saxonhouse, Gary (1996), "Regionalism and U.S. Trade Policy in Asia", in Bhagwati & Panagariya eds. (1996).
- Soesastro, Hadi (1983), "ASEAN and the Political Economy of Pacific Cooperation", *Asian Survey*, Vol.23, No.12.
- (1995), "ASEAN and APEC : Do Concentric Circles Work?", *The Pacific Review*, Vol.8, No.3.
- Tan, Joseph L.H.ed. (1996), *AFTA in the Changing International Econoy*, Institute of Southeast Asian Studies.

- Wannacott, Paul (1996), "Beyond NAFTA : The Design of a Free Trade Agreement of the Americas", in Bhagwati & Panagariya eds. (1996)
- Wurfel, David (1996), "The 'New World Order' in Southeast Asia : Some Analytical Explosions", in Wurfel & Burton eds. (1996).
- Wurfel, David & Bruce Burton eds. (1996), *Southeast Asia in the New World Order : the political Economy of Dynamic Region*, Macmillan.

【和文文献】

- 青木健・馬田啓一編著 (1997), 『日本企業と直接投資—対アジア投資の新たな課題—』, 勁草書房。
- 青木健 (1997), 「AFTAと日系企業」, 青木・馬田編著 (1997) 所収。
- 阿部誠 (1994), 「セクター別分析, 第3節電子・電気産業」, 糸賀編 (1994) 所収。
- 石黒一憲 (1997a), 「テレコム・サービス貿易と国際コールバック・サービス」, 『貿易と関税』, 2月号。
- (1997b), 「WTO基本テレコム交渉と国際料金制度 (上) / (下)」, 『貿易と関税』, 3月号/5月号。
- 市川周 (1996), 『外される日本—アジア経済の構想—』, 日本放送出版協会。
- 糸賀滋編 (1994), 『動き出すASEAN経済圏』, アジア経済研究所。
- ウォン・シュアン・ヤン (1994), 「ASEANの設立と機能変化」, 糸賀編 (1994) 所収。
- ウォン・シュアン・ヤン・北村かよ子 (1994), 「AFTA (ASEAN自由貿易地域) 構想—目的とその効果—」, 糸賀編 (1994) 所収。
- 浦田秀次郎 (1996), 「東アジアにおけるエレクトロニクス製品の生産と外国貿易の新しい形態—海外直接投資が果たす役割—」, 小宮他編著 (1996) 所収。
- 岡本次郎 (1997), 「APEC貿易投資自由化プロセスはASEAN式経済協力を変質させるか?」, 『アジア研ワールド・トレンド』, No. 25。
- 菊池努 (1995), 『APEC—アジア太平洋新秩序の模索—』, 日本国際問題研究所。
- 経済企画庁編 (1997), 『アジア経済1997』, 大蔵省印刷局。
- 小島清 (1997) 「直接投資主導型経済発展—東アジア経済の将来—」, 『世界経済評論』 3月号。
- 小宮隆太郎他編著 (1996), 『東アジアの経済発展—成長はどこまで持続するか—』, 東洋経済新報社。
- 櫻井雅夫 (1996), 「ASEAN諸国の貿易自由化1~6」, 『貿易と関税』, 1月号~6月号。
- 佐々木隆雄 (1997), 『アメリカの通商政策』, 岩波書店。
- スミス, P. ・西島章次編著 (1995), 『環太平洋圏と日本の選択』, 新評論。
- スミス, P. (1995), 「米国の地域主義と世界秩序の再構築」, スミス・西島編著 (1995) 所収。
- 滝井光夫 (1994), 「アメリカ経済の再生と対外経済関係の新展開」, 田中編著

(1994) 所収。

田中拓男 (1994), 『アジア太平洋の地域協力—米国の新通商戦略とアジア経済の新展開—』, 中央経済社。

通商産業省編 (1996), 『平成8年度版通商白書』, 大蔵省印刷局。

———— (1997), 『平成9年度版通商白書』, 大蔵省印刷局。

船橋洋一 (1995), 『アジア太平洋フュージョン』, 東洋経済新報社。

古川栄一 (1996a), 「正式化に向うE A E Cのドラマ」, 『貿易と関税』, 3月号

———— (1996b), 「フィリピン会議に向けてのA P E C」, 『貿易と関税』, 10月号。

———— (1996c), 「A F T Aの発展とメコン開発協力」, 『貿易と関税』, 11月号。

———— (1997a), 「A P E CとW T O—A P E Cフィリピン会議のドラマ—」, 『貿易と関税』, 1月号。

———— (1997b), 「舞台裏からみたW T Oシンガポール会議」, 『貿易と関税』, 2月号。

本山美彦 (1996), 『倫理なき資本主義の時代—迷走する貨幣欲—』, 同文館。

山影進 (1991), 『A S E A N—シンボルからシステムへ—』, 東京大学出版会。

———— (1997), 「二重の二重戦略—ポスト冷戦期のA S E A Nの機能—」, 『アジア研ワールド・トレンド』, No.25, アジア経済研究所。

山澤逸平他編著 (1995), 『A P E C入門—開かれた地域協力を目指して—』, 東洋経済新報社。

尹春志 (1997a), 「東アジア経済の新局面とアジア・カー構想」, 『京都大学経済論集』, 第12号。

———— (1998), 「市場主導型経済統合論を超えて—A P E Cと東アジア地域主義(1)—」, 『東亜経済研究』, 第56巻第4号。